狭山市立公民館条例等の一部を改正する条例

(狭山市立公民館条例の一部改正)

第1条 狭山市立公民館条例(昭和53年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1)学校教育の関係者
- (2)社会教育の関係者
- (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4)学識経験のある者
- (5)公募により選出された者

(狭山市立図書館協議会条例の一部改正)

第2条 狭山市立図書館協議会条例(昭和56年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、狭山市教育委員会が任命する。
- (1)学校教育の関係者
- (2)社会教育の関係者
- (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4)学識経験のある者
- (5)公募により選出された者
- (狭山市立博物館条例の一部改正)
- 第3条 狭山市立博物館条例(平成2年条例第14号)の一部を次のように改正する。 第11条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を 加える。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - (1)学校教育の関係者
 - (2)社会教育の関係者
 - (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4)学識経験のある者

(5)公募により選出された者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の狭山市立公民館条例の規定により狭山市公民館運営審議会の委員に委嘱されている者(以下この項において「旧委員」という。)は、この条例の施行の日に同条の規定による改正後の狭山市立公民館条例の規定により委嘱された狭山市公民館運営審議会の委員とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第13条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の狭山市立図書館協議会条例の規定により狭山市立図書館協議会の委員に任命されている者(以下この項において「旧委員」という。)は、この条例の施行の日に同条の規定による改正後の狭山市立図書館協議会条例の規定により任命された狭山市立図書館協議会の委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の狭山市立博物館条例の規定により狭山市立博物館協議会の委員に任命されている者(以下「旧委員」という。)は、この条例の施行の日に同条の規定による改正後の狭山市立博物館条例の規定により任命された狭山市立博物館協議会の委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第11条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

平成24年2月23日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律」による社会教育法、図書館法及び博物館法の改正に伴い、公民館運営 審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員の委嘱等の基準を定めたいので、 この案を提出するものである。